

## ○紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護審査会規則

（平成17年2月9日）  
規則第2号

（設置）

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白浜町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年白浜町条例第 号）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、白浜町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白浜町条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。

（所掌事務）

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じ意見を述べること。
- (4) 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、第1項に規定するもののほか、個人情報保護の運営に係る重要事項について、実施機関に意見を述べるができる。

（組織）

第4条 審査会は、町長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（調査権限）

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係人に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第8条 第5条第2項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に、白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の白浜町個人情報保護条例（平成18年白浜町条例第11号）第26条第1項の規

定により町に置かれた同項に規定する白浜町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 3 町長は、施行日前においても、第4条の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。